

1 年金・手当等

(1) 障害基礎年金

初診日において、次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	国民年金に加入中の方、20歳前の方、若しくは日本に居住している60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない方。 ※初診日において65歳以上の場合は対象外です。		
	②	初診日の前日において、初診日の属する月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。 ただし、令和8年3月末までの初診日の傷病については、初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間が保険料納付済期間または免除期間であればよいことになっています。 ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。		
	③	障害認定日（原則として初診日から1年半を経過した日。ただし、障害認定日以降に20歳の誕生日を迎えた場合、20歳誕生日の前日）に、一定の障害（注1）の状態にあること。		
年金額	年額 (令和6年度)	等級	昭和31年4月1日以前 にお生まれの方	昭和31年4月2日以降 にお生まれの方
		1級	1,017,125円	1,020,000円
	2級	813,700円	816,000円	
	加算額(注2) (子の人数により加算)	2人目の子まで	1人につき	234,800円
		3人目以降の子	1人につき	78,300円

※(注1) 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級表1、2級に該当するもの

※(注2) 加算額は、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子がいる場合に加算されます。なお、子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子です。

※20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

◆窓 □ 市民課 国保年金係（内線：1125～1128 FAX:0263-52-0280）

(2) 特別障害者手当

20歳以上であって、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に支給されます。

◆支給金額 月額28,840円

5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給

◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障がい重複する方又はこれと同等程度以上の方

◆支給制限
・施設等に入所したとき又は継続して3か月を超えて入院したとき
・本人又は扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき

◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線:2164～2166 FAX:0263-52-7732）

(3) 障害児福祉手当

日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- ◆支給金額 月額15,690円
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳1級、2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度及び精神障がいのある方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
 - ・障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係
(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(4) 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2又は精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの手帳を保有する障がい者又は特別児童扶養手当1級に該当する障がい児で、次の支給要件に該当する方に支給されます。

- ◆支給要件
 - ①施設に入所していないこと
 - ②市内に引き続き3か月以上住所を有していること
 - ③障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当を受給していないこと
 - ④障がい者本人及び生計を一にする同居親族が、市民税非課税であること

※障がい者本人が20歳以上の場合に限りです。
- ◆支給金額 年額48,000円(20歳未満)
年額36,000円(20歳以上)
7月、11月、3月に前月までの4か月分を支給
- ◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係
(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、前年の11月1日から当該年の10月31日までの間に180日以上在宅で介護している方に支給されます。

- ◆支給要件
 - ・特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者
と同居している方
 - ・180日以上在宅で介護している方
- ◆支給金額 年額80,000円(12月に支給)
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(6) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある在宅の児童(20歳未満)を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ◆障害程度 1級…おおむね身体障害者手帳 1・2級又は療育手帳A1、A2
2級…おおむね身体障害者手帳 3級又は4級の一部、療育手帳B1
(他にも該当になる場合あり)
- ◆支給金額 1級…障がい児1人につき 月額55,350円
2級…障がい児1人につき 月額36,860円
※4月、8月、11月に4か月分を支給します。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(7) 児童扶養手当

- ◆受給資格者 次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護している父、母や、父、母にかわってその児童と同居し、養育している人です。なお児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
 - ・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
 - ・1年以上にわたり、父または母が法令により拘束されている児童
 - ・父または母が生死不明の児童
 - ・1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
 - ・母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ・父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童

◆手当の額

区 分	月 額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給の場合	所得額に 45,490円~ 10,740円	所得額に 10,740円~ 5,380円	所得額に 6,440円~ 3,230円

※一定の所得以上の方には支給されません。また、一部支給は所得に応じて月額45,490円から10,740円まで10円きざみの額です。ただし次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ・児童が施設等に入所等している場合
- ・児童が父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき
- ・日本国内に住所がない場合など
- ◆支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
- ◆窓 □ こども未来課こども未来応援係(内線:3182・3183)(FAX:52-0642)

(8) 心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している方に万一のことがあった場合、残された障がい者に対して年金を終身支給する制度です。掛金は加入者の加入年齢により異なります。1人の心身障がい者に対して2口まで加入できます。

- ◆加入要件
 - ・身体障害者手帳1～3級、知的障がい者、精神障がい者を扶養している保護者
 - ・加入者は県内に在住する65歳未満
- ◆掛 金
 - 加入年齢により、1口月額9,300円～23,300円
 - ※健康状態等によって加入できない場合があります。
 - ※4月1日時点での年齢です。2月ごろに切り替わりますので、ご注意ください。
 - ※世帯の前年の所得等に応じて、掛金が減免や免除になる場合があります。（県の制度）
 - ※掛金に対する補給金制度があります。（市の制度）
- ◆支給金額
 - ・年金月額20,000円（1口）
 - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき【弔慰金】50,000円～250,000円（1口）
 - ・5年以上加入し脱退したとき【脱退一時金】75,000円～250,000円（1口）
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係
(内線：2115～2116 FAX:0263-52-7732)

(9) 難病患者見舞金

塩尻市に引き続き1年以上住所を有し、県で発行している特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、長野県特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- ◆支給金額 10,000円
- ◆申請期間 1月～2月末
- ◆窓 口 福祉支援課 福祉給付係
(内線：2164～2166 FAX:0263-52-7732)